

平成 25 年度随時監査の結果に関する報告
(平成 25 年 6 月 8 日付監査委員告示第 7 号)
に基づいて浜田市長が講じた措置の公表

浜田市監査委員

随時監査の結果に基づく改善等の措置について

IV 公設水産物仲買売場特別会計

(指摘事項)

(1) 収入、支出の可否判定について

※課税仕入である浜田漁港排水浄化センター利用料 2,506,350 円（使用料及び賃借料）が非課税仕入となっている。

(改善内容)

指摘事項について、浜田漁港排水浄化センター及び浜田税務署に確認を行い、課税仕入の額に変更が生じたため、更正の請求を実施し、更正通知書を受領した。

また、平成 21 年度課税期間及び平成 22 年課税期間の申告についても、同様に更正の申出を実施し、こちらも更正通知書を受領した。

国税庁が作成している「消費税のあらまし」を再度確認するとともに、これまで同様に消費税説明会に参加することで知識の取得に努め、申告書提出の際の複数チェックを再度徹底することで、再発を防止する。